

## 『論集』投稿・執筆規定

### I 編集規定

- 1 『論集』の発行は年2回とする。
- 2 『論集』には「論文」「研究ノート」「調査報告」「翻訳」「書評」等の欄を適宜設ける。
- 3 『論集』は「投稿原稿」と「依頼原稿」からなり、いずれも未発表原稿であることを原則とする。
- 4 論文の著作権は文化学会に帰属するものとする。投稿者は『論集』を電子化して公開することを了承したものとする。

### II 投稿規定

- 1 「投稿原稿」の執筆資格は、四国学院大学文化学会会則第4条に規定された正会員、名誉会員、準会員、学生会員に限定される。学生会員の投稿に関しては、原則として執筆資格を有する正会員、名誉会員、準会員の共著でなければならない。その際、大学院生はファーストオーサーとなることができる。大学生の投稿の場合、ファーストオーサーは正会員・名誉会員・準会員でなければならない。  
原則として、上記の四種類の会員以外の寄稿は認めない。ただし、本学における講演会、企画等により発生する外部者への「依頼原稿」はこの限りではない。また、依頼原稿掲載決定は、委員会の決定を経ることとする。
- 2 非会員が投稿資格を得るためには、四国学院大学文化学会会則第7条4項(2)に従って会費を支払う必要がある。準会員の資格を得ると、同一年度は継続して執筆資格を得る。ただし、本学教員(正会員)と非会員の共同執筆の場合は、非会員分は無料とし、抜き刷り増刷の場合のみ実費を徴収する。
- 3 投稿にあたって、執筆者は、ジャンル(カテゴリー)、表題(副題含む)、中見出し、目次、キーワード(3~5項目)、肩書・氏名(ローマ字表記を併記)・専門領域を付す。なお、英文の表題も付し、これを英文目次にかかげることとする。
- 4 提出はWord文書とする。打ち出し原稿1部にCD-ROM又はUSBを付するか、メール添付で提出する。投稿者は完全原稿を提出する。
- 5 「投稿原稿」は『論集』出版主事が受け付ける。『論集』出版主事の提案を受けて、文化学会役員会が原稿を受理し、掲載の可否を判断し、ジャンル(カテゴリー)の最終決定を行う。なお、役員会において、内容の修正を要請することがある。
- 6 査読が必要な場合は、出版主事が査読を行う。出版主事が外部査読が必要と判断した場合は、委員会の承認を得て、しかるべき専門家を探し、依頼する。その場合は、文化学会予算から報酬を支払う。報酬の上限は1万円とする。

- 7 「依頼原稿」については原則として講演会講師のみを対象とする。「依頼原稿」は原則として4000字以上とする。執筆に対する謝礼（執筆料）は、1000字当たり2000円を目安とし、5万円を上限、1万円を下限とする。端数等については、必要に応じて出版主事が調整する。
- 8 執筆者校正は原則として3回とする。校正原稿は原則としてデジタルデータで送付する。校正済み原稿は打ち出し原稿の郵送、またはデジタルデータで返送することとする。
- 9 遠隔地居住者については、本冊・抜刷の郵送サービスは着払いにて請け負う。

### III 執筆規定

- 1 投稿者は縦書き・横書きを指定する。
- 2 年号は西暦表記する。論文執筆上必要な場合は、当該暦と西暦を併記する。
- 3 注の引用文献の表記については、以下の通りとする。

縦書き 著者名 書名 章節 出版社名 出版年月日\*漢数字

著者名 論文タイトル 所収単行本又は雑誌名 出版社名 出版年月日\*漢数字

横書き 著者名（発行年\*算用数字） 書名 出版社名 掲載ページ

著者名（発行年\*算用数字） 論文タイトル 所収書・雑誌名 出版社名 掲載ページ

附則：この明文化された了解事項は、2021年12月15日の文化学会役員会により承認され、規定としての効力を発する。